

「戦後 80 年おきなわ女性のあゆみ制作業務」 企画提案仕様書

1 委託業務名

戦後 80 年おきなわ女性のあゆみ制作業務

2 業務期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 業務目的

沖縄県では戦後 80 周年記念事業として、沖縄において様々な分野で活躍し、平和で豊かな沖縄の実現に貢献してきた女性たちの歴史を後世に残し、次世代へ継承するため、戦後 80 年にわたる軌跡をまとめた記念誌を制作する。

4 委託料上限額

提案にあたっては、総額 10,846,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の範囲内で見積もること。

ただし、この金額は、企画提案のために設定した金額であり、必ずしも契約金額ではない。

5 委託業務の内容

(1) 編集委員会（仮称）の運営

ア 県が設置した編集委員会の運営を行うこと。

（ア） 委員会の開催（年 9 回程度想定） ※開催回数は県と調整。なお、委員会は県庁内会議室にて開催するため、会場使用料は積算に含めないこと。

（イ） 委員との日程連絡調整

（ウ） 委員への謝金（報酬及び費用弁償）の支払 ※県の規程に準じる。

（エ） 編集委員会で使用するレジュメ等の作成

（オ） 編集委員会議事録の作成

（カ） 編集委員会での資料編纂に必要な資料収集については、沖縄県男女共同参画センターに在る図書情報室、市町村及び県内女性団体等関係機関と連携を図ること。

(2) 記念誌掲載予定候補者等への取材及び原稿執筆等

ア 各市町村、関係団体等に対し、掲載推薦者の照会を行うとともに、回答をとりま

とめ、編集委員会に提出すること。

イ 編集委員会において選定された記念誌への掲載予定候補者に対し、次のとおり取材を行うこと。

(ア) 候補者ご本人への取材

(イ) 候補者ご本人への取材が困難な場合は、親族又は関係者へ取材の協力を行うこと。

(ウ) 取材の際に、ご本人の掲載用写真の提供についてご協力いただくこと。写真の提供が困難な場合は、ご本人又は親族等の了解の下、ご本人の写真を撮影すること。

ウ 上記イの取材において、原稿を執筆すること。

エ 原稿の執筆枚数は掲載予定候補者ごとに1枚を想定しているが、必要枚数は、編集委員会（仮称）の決定に従うものとする。

オ 原稿の書式及び書体等は、編集委員会の決定に従うものとする。

カ 原稿の執筆後、ご本人又は親族等に内容を確認させ、必ず了解を得ること。

キ 上記カで了解を得た原稿は、編集委員会に提出すること。

ク 記念誌本文以外の前づけ、後づけ等については、編集委員会の決定に従い、取材、原稿執筆を行うこと。

ケ 戦後から現代にいたるまでの写真を選抜し、冒頭もしくは巻末に掲載すること。

コ 戦後から現代までの女性史を踏まえた年表を作成し、掲載すること。

サ 校正

校正は3回以上行うこと。

シ イ〜カ以外に戦後80年の女性のあゆみとして相応しい内容があれば、提案すること。

(3) 記念誌の編集、構成等

記念誌を次の仕様で印刷、製本（本事業とは別事業で実施）する予定としているため、印刷・製本がスムーズに行えるよう編集し、構成を整えて電子データ化すること。

ア 記念誌の規格等

(ア) 規格：A4判縦

(イ) 紙質：表紙（アートポスト 220Kg、マット PP 加工）、本文（マットコート 57.5Kg）

(ウ) 色：フルカラー

(エ) 印刷：両面印刷

(オ) 書字方向：横書き（左開き）

(カ) 写真：掲載予定者1人につき1枚程度

(キ) 枚数：350ページ程度

※ 記念誌の規格等については、編集委員会（仮称）の決定により、契約金額の範囲内で変更する場合がある。

イ 表紙は沖縄県らしいデザインとすること。

(4) 資料のデジタルデータ化

記念誌の編纂にあたって、収集・整理した資料、原稿、写真等についてデジタル化を行うこと。

デジタル化したデータは、電子媒体に保存し納品すること。

(5) 成果品

ア 記念誌（電子データ）

記念誌の電子データ（ローデータ）およびPDFデータ（検索可能なPDFデータ）（電子媒体に保存） 2部

イ 収集資料等のデジタル化データ（電子媒体に保存） 2部

(6) 納入期限

令和8年3月31日

(7) その他

上記の業務を円滑に実施するために必要な事務を行うこと。

6 著作権

本業務で制作した全ての成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

7 業務の再委託について

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これによりがたい特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、予め書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

- ①資料の収集・整理
- ②複写・印刷・製本
- ③原稿・データの入力及び集計
- ④物品の輸送・発送
- ⑤受注者において作成又は調達した情報を発信する広告（編集、加工を依頼する場合を除く。）
- ⑥その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合に、県と別途協議を行った業務

8 その他留意事項

- (1) 業務の遂行にあたっては、事前に県と協議を行い、その指示に従うものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、県と受託者が協議して定めるものとする。
- (3) 本仕様書記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合もある。
- (4) 受託者は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の関係法令を遵守するものとする。